

外国医師の臨床修練制度における国家戦略特区について

厚生労働省 医政局医事課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

外国医師の臨床修練制度の概要について

【原則】

医師法第17条 医師でなければ、医業をなしてはならない。

【特例】

外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第17条等の特例等に関する法律
(昭和62年法律第29号。昭和62年11月施行。)

【趣旨】

医療分野における国際交流の進展と発展途上国の医療水準の向上に寄与することを目指し、医療研修を目的として来日した外国医師等に対し、その目的を十分に達成することができるよう、当該研修において医業等を行うことを特例的に認める制度。

【臨床修練の定義】

外国医師等が、厚生労働大臣の指定する病院、又は厚生労働大臣の指定する病院と緊密な連携体制が確保された診療所において、臨床修練指導医等の実地の指導監督の下に医業等を行うこと。

【臨床修練の許可】

外国医師等は、厚生労働大臣の許可を受けて、2年以内の期間、臨床修練を行うことができる。

- ① 医療に関する知識・技能の修練を目的として本邦に入国している、又は入国しようとしていること。
 - ② 外国の医師等の資格を取得後、3年以上の診療経験を有すること。
- ※ なお、必ずしも日本語の能力を有する必要はないが、臨床修練指導医等が使用する言語を理解し、使用する能力を有する必要がある。

国家戦略特区における臨床修練制度の特例について

目的

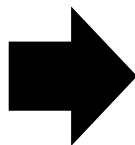
我が国の優れた地域医療を学びたいというニーズに応え、修練制度の趣旨の範囲内で国際交流を促進

- (例) ・地域医療の未整備な国の外国医師が、日本の優れた医師が提供する地域医療を学びたい
・その地域と共通の地域資源(温泉等)を有する国の外国医師が、我が国の当該地域資源を活かした医療を学びたい

臨床修練病院等となる診療所

現行の要件

指定病院との間で緊密な連携体制を確保



特例の要件

臨床修練が適切に行われるための指導医による指導監督に係る体制を確保等

本特例の考え方

- 外国人医師が日本の医療を学ぶという制度の根幹に変更なし。
- 現行と同様、外国医師は、指導医の実地の指導監督の下で医業を実施。
- 指定病院との連携体制の代わりに、指導医による指導監督体制等を適切に確保。

特例の利用実績

1件 (東京圏国家戦略特別区域において令和6年6月に区域計画の認定。活用実績はなし。)

【参考】東京圏国家戦略特別区域（令和6年5月29日国家戦略特別区域会議（千葉市提出資料）より抜粋）

胎児診断の臨床修練診療所確保事業



規制改革メニューの活用により目指す姿

外国医師等をクリニックで受入れ、胎児診断の臨床修練を通して、医療分野の国際交流の進展に寄与する

千葉市で修得した胎児診断が世界中に広がる



千葉市における国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業の概要について

実施する医療機関の名称

F M F 胎児クリニック東京ベイ幕張（令和6年6月4日計画認定）

診療科目・施設区分

診療科目： 産科
施設区分： 無床診療所

実施予定の臨床修練の内容

臨床修練は、指定に係る診療所内で、臨床修練指導医の実地の指導監督の下、主に次の内容で行う。

（1）遺伝カウンセリング

胎児診療前後のカウセリングに同席し、先天性疾患への不安を理解し、解決策の提案をできる知識と技術を習得する。

（2）胎児超音波検査

胎児超音波検査を、妊婦に対して実施する。指導医の指導監督の下、超音波所見を受診者へ説明する技術を習得する。

（3）検体の扱い

胎児診療に関わる各種検体（血液、羊水、絨毛）解析について理解し、検体の取り扱いを学ぶ。

（4）診療録の記載

臨床修練の実施後は、臨床修練外国医師により診療録を記載させ、臨床修練指導医による指導等が行われた旨を記載するとともに、臨床修練指導医の署名を行う。

臨床修練期間等

令和6年9月1日～令和8年8月31日まで（予定）
台湾、ベトナム、マレーシアから随時受け入れる予定

これまでの実績

令和7年5月29日国家戦略特別区域会議合同会議 資料「令和6年度国家戦略特別区域の評価（本文）」より抜粋

	実績(年度)	目標
	令和6	6
外国医師の人数(人)	0	1
外国看護師等の受入人数(人)	0	1
外国医師が診察で携わった患者実数(人)	0	20
外国看護師等が診察等で携わった患者実数(人)	0	20

- ・ 遅延した理由は、受入を予定していた外国医師が先方事情により急遽断念せざるを得なくなってしまったためである。今後の対応としては、引き続き事業者が主体的に外国医師や外国看護師の候補者の選定と調整を進め、受入に向けて積極的に協議していく予定である。

現行制度と国家戦略特区による特例制度の違い

現 行 制 度		国 家 戦 略 特 区
指定病院	診療所	診療所
○厚生労働大臣の指定する病院（指定基準は厚生労働省において定める）【法律】 ○修練医に対する厚生労働大臣の許可【法律】 ○指導医による実地の指導監督【法律】	○厚生労働大臣の指定する病院（指定基準は厚生労働省において定める）【法律】 ○指定病院と緊密な連携体制を確保することについて当該指定病院の同意【施行規則】 ○修練医に対する厚生労働大臣の許可【法律】 ○指導医による実地の指導監督【法律】	○以下要件を満たす区域計画に係る厚生労働大臣の同意と内閣総理大臣の認定【特区法】 ・診療所の開設者が医療の分野における国際交流の推進に主体的に取り組んでいること ・指導医による指導監督に係る体制が確保されていること ○修練医に対する厚生労働大臣の許可【法律】 ・地域の医療関係者との密接な連携【通知】 ○指導医による実地の指導監督【法律】

国家戦略特区による特例の全国展開について

厚生労働省の考え方

- 臨床修練制度は、医療分野における国際交流の進展と発展途上国の医療水準の向上に寄与することを目指し、国内において外国人医師の修練を特例的に認めるもの。外国における医師の国家資格制度が様々である中、外国の医師で日本において診療等を伴う研修を行うことを希望している者に対し、一定の制約下に診療等を伴う研修を行う許可を与えている。
- 修練に当たっては、わが国の患者や医療の安全性を確保する観点から、修練する外国人医師や受け入れる病院・診療所において、一定の要件を満たす必要がある。
- このような中、条件を満たした診療所については、国家戦略特区による特例を活用して修練医を迎え入れることが可能。特例の活用によって、ひいては、わが国の産業の国際競争力の強化や国際的な経済活動の拠点形成、経済の発展及び国民生活の向上に寄与することが考えられるところ。
- 一方で、本件に係る国家戦略特区による特例については、現在に至るまで活用実績がなく、現在も区域計画が継続中である。活用実績の検証等もなされないまま全国展開を検討することは、医療や患者の安全性を所管している厚生労働省として、課題であると考えている。
- 今後の全国展開の検討に際しては、まずは国家戦略特区による特例の実績を踏まえた検証を行う必要があるのではないか。